平成２８年度

事　業　計　画

社会福祉法人　兵庫県社会福祉協議会

目　　次

＜社会福祉を取り巻く情勢＞ ･･･ 1

＜事　業　方　針＞ ･･･ 2

＜事　業　計　画＞

Ⅰ　「ストップ・ザ・無縁社会」全県キャンペーンの推進 ･････････････････････ 3

Ⅱ　「2020 年計画」のアクションプランに基づく取り組み

Action1 市町社協とともに地域福祉の基盤づくりを推進します･････････････ 4

Action2 地域福祉を進める組織・福祉専門職養成を支援します･････････････ 8

Action3 「総合相談・生活支援」の充実と体制強化を支援します･････････････ 24

Action4 幅広い主体や社会資源がつながる地域づくりを支援します･････････ 29

Ⅲ　事業展開に向けた組織基盤強化 ･････････････････････････････････････ 34

【本文中に使用する記号】

新　平成 28 年度に新規で実施する事業

拡充　平成 28 年度に拡充して実施する事業

（★）共同募金配分金を活用して行う共同募金受配事業

社会福祉を取り巻く情勢

今、地域社会は大きく変容しつつあります。暮らし方や働き方、価値観が多様化し、地域や家族、職場の支え合いの機能が弱まる「無縁社会」の状況が一層進展する中で、ごみ屋敷や引きこもりなどに象徴されるような、経済的困窮や社会的孤立による問題が拡大し、従来の福祉課題にとどまらない、さまざまな生活課題への対応が求められています。

国では現在、社会保障推進プログラム法に基づく４分野（少子化対策、医療、介護、年金）の改革が進められる中で、切れ目なく全世代を対象とする社会保障制度への転換が目指されています。平成２７年１０月には、「一億総活躍社会」に向けたアベノミクスの「新３本の矢」として、「希望を生み出す強い経済」「夢を紡ぐ子育て支援」「安心につながる社会保障（介護離職ゼロ）」が打ち出されました。

社会福祉法人の内部留保や他の経営主体とのイコールフッティングに対する指摘を背景として進められてきた社会福祉法人制度改革では、「経営組織のガバナンスの強化」や「事業運営の透明性の向上」とともに、「地域における公益的な取り組みを実施する責務」が定められ、コーディネート役としての社会福祉協議会への期待も高まっています。また、少子化に伴う労働力人口の減少などを背景として、社会福祉施設・事業所における人材確保難が依然として深刻化しており、国では「２０２５年に向けた介護人材の確保」をまとめ、２０２５年には全国で約３０万人の介護人材が不足するとの認識のもと、「一億総活躍社会」に向けた施策と連動して総合的な対応を図ろうとしています。

一方で、地方から都市への若年層の流出や低出生率を要因として人口減少が今後も進むことが予想されており、兵庫県では平成２７年１０月に、人口対策や地域の元気づくりを柱とした「地域創生戦略」が策定され、今後は地域の実情に応じた施策が具体化されていくことになっています。

高齢者分野では、社会保障制度改革の流れを受けて、在宅での介護サービスと連携しながら、地域での暮らしの継続を支援する「地域包括ケアシステム」の推進が目指されており、平成２７年度施行の介護保険制度改正では、「新しい総合事業」が創設され、地域の支え合いによる生活支援サービス等の体制整備が各市町で進められることとなりました。子ども・子育て分野では、少子化が進む中で地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成２７年度より施行されており、各市町においても地域子ども・子育て支援事業等が展開されています。障害者分野では、障害者の地域移行が進められる中で、地域の中での受け皿が依然として課題となっています。また、障害者への差別的取扱いと合理的配慮の不提供を禁止する障害者差別解消法が平成２８年度より施行されました。

さらに、経済的困窮と社会的孤立の問題に包摂的に対応するため、平成２７年度より施行された「生活困窮者自立支援法」では、すべての市町における総合相談・生活支援の基盤づくりが進められるとともに、社会的孤立の解消に向けた地域社会づくりが重要とされています。厚生労働省ではこれをさらに一歩進めて、縦割りの福祉の限界を超えて、持続可能な福祉サービスの提供体制の構築を進めるため、「全世代・全対象型」の包括的な相談支援体制が構想されており、その動向が注視されます。

また、自然災害が全国で多発する中で、南海トラフ地震などの大規模災害も想定して、官民協働による災害時の支援体制の強化も喫緊の課題となります。

事　業　方　針

県社協では、以上の社会福祉を取り巻く情勢・動向に対応するため、幅広い団体・個人と地域福祉ビジョンを共有し、県社協会員とともに進める計画書として、このたび「県社協２０２０年計画」（平成２８～３２年度）を策定しました。

同計画では、平成２４年度から進めてきた「ストップ・ザ・無縁社会」全県キャンペーンについて、これまでの取り組み実績を土台にしながら、協働推進目標を具現化する取り組みとしてさらなる推進を目指し、「支え合い社会」の実現に向けた福祉学習・啓発活動や見守り活動や地域住民の交流の場づくりなどを、市町域で推進団体・幹事団体等が主体となって取り組めるよう推進することとしています。

また、今後５年間の取り組みとして、以下の４つのアクションプランを掲げるとともに、今後５年間で特に重点的に取り組んでいくテーマを「重点プロジェクト」として掲げました。平成２８年度はこの計画の初年度として、県社協の５つの役割（「情報収集・発信」「調査・研究」「組織間コーディネート」「人材育成」「政策提言」）を発揮しながら、県社協会員とともに関係機関・団体等と連携した取り組みを進め、「みんなでつくるひょうごの福祉」の実現を目指します。

さらに、平成２８年度は「県社協２０２０年計画」の周知を図るとともに、県社協アクションプランを実現するための組織基盤強化方策の検討を、理事会・評議員会・部会や事務局内での組織基盤強化検討チームの運営などを通じて進めます。

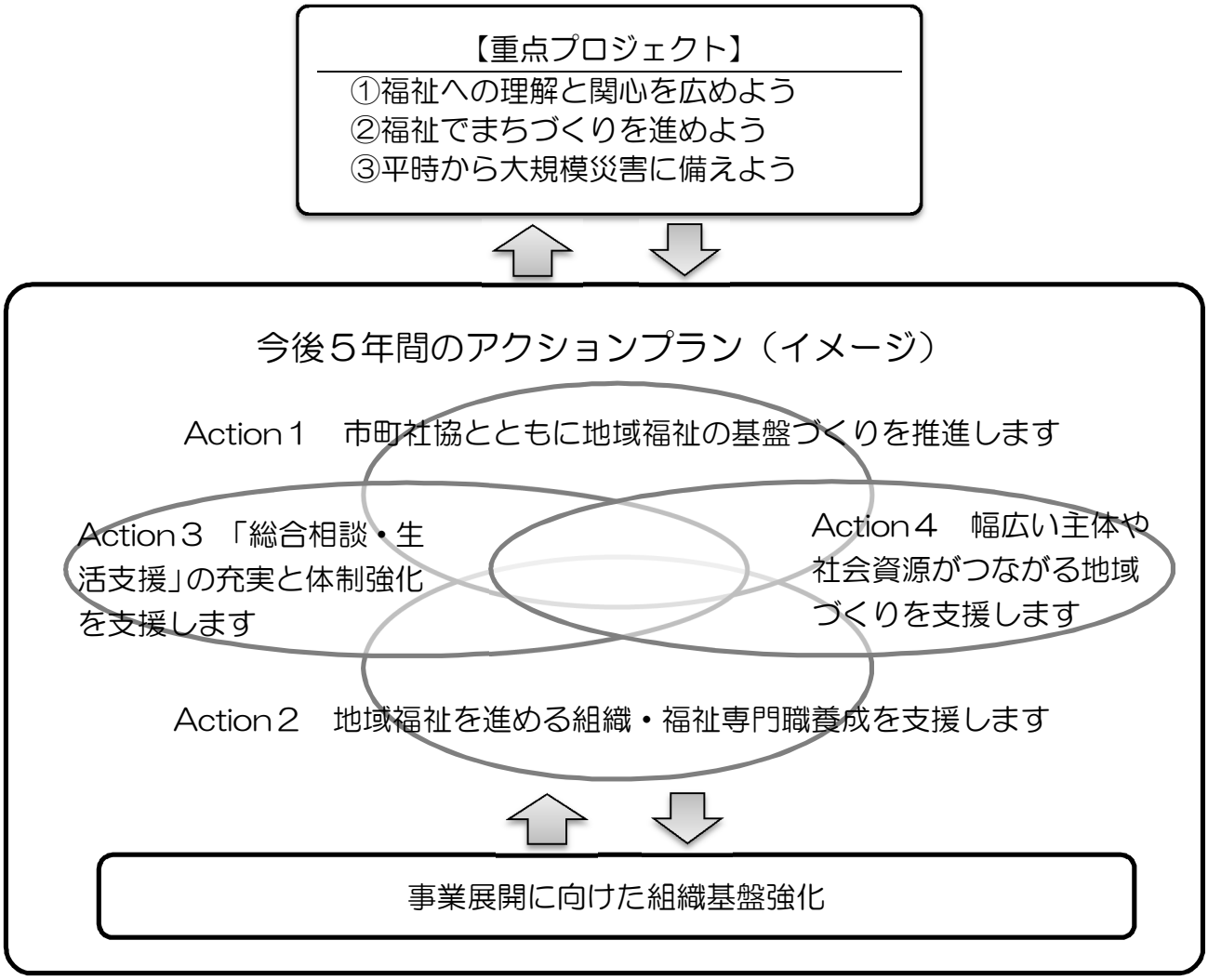

事　業　計　画

Ⅰ　「ストップ・ザ・無縁社会」全県キャンペーンの推進

○「ストップ・ザ・無縁社会」キャンペーンは、今日の“無縁社会”と呼ばれる社会状況を問い直し、つながり、支え合える社会の実現に向け、県社協が提唱して平成２４年度から推進し、これまで県域や市町域でのフォーラムの開催などを通じて呼びかけてきました。

○現在も、“無縁社会”と呼ばれる社会状況はますます深刻化していることから、協働推進目標を具現化する取り組みとしてさらなる推進を目指し、「支え合い社会」の実現に向けた福祉学習・啓発活動や見守り活動や地域住民の交流の場づくりなどを、市町域で推進団体・幹事団体等が主体となって取り組めるよう、重点プロジェクトとも有機的に連動して推進します。

事業名	主な事業内容	時期・対象
「ストップ・ザ・無縁社会」全県キャンペーンの推進	「無縁社会」から「支え合い社会」の実現に向け、「ストップ・ザ・無縁社会」全県キャンペーンを展開します。 また、県社会福祉大会や「ふれあいの祭典」などに啓発ブースを出展し、キャンペーンの全県的な推進を図ります。 １）全県キャンペーン推進協議会の運営 ・全県キャンペーン推進協議会　総会の開催 （全県フォーラムと兼ねて開催） ・全県キャンペーン推進協議会　幹事会の開催 ２）啓発事業の実施 ・全県フォーラムの開催 ・推進フォーラムの開催 ・地域フォーラムの開催 ３）広報活動の積極的な展開 ・パンフレット・チラシ、広報資材の作成・配布 ・専用ホームページの運営 ・機関紙「ひょうごの福祉」を通じた広報	 ８月 ６月、２月 ８月 年間 年間 年間 年間 年間
新　気軽に集える福祉拠点の開設支援（コミュニティカフェ開設応援事業）	社会的つながりの希薄化などの課題に対応するため、高齢単身者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民との交流、支え合いの“場”となるコミュニティカフェの開設の支援を行います。	市町社協・地域団体等

Ⅱ　「２０２０年計画」のアクションプランに基づく取り組み

Action１　市町社協とともに地域福祉の基盤づくりを推進します

市町域における課題解決のネットワークを構築し、地域福祉推進の基盤強化を進める上で、市町社協がコーディネーターとしての役割を発揮できるよう、市町社協とともに課題への対応方策について検討・研究を行うとともに、全県的な地域福祉推進上の課題解決に向けた検討の場づくりや政策提言を行います。

１　地域福祉推進の核となる市町社協を総合的に支援します

○市町域における地域福祉推進上の課題について、市町社協活動推進協議会への支援を通じた県域・ブロック域での協議・検討の場づくりや、市町社協との協働による研究を行います。また、地域福祉推進計画の策定支援をはじめとする市町社協の個別支援を強化します。

○市町社協が地域福祉の中核的な推進役としての役割を発揮できるよう、組織経営上の課題やその対応策について検討・研究を行います。また、市町社協の組織マネジメントを担う中間マネジャーやコミュニティワークや相談援助の専門性を発揮できる職員の育成を支援します。

事業名	主な事業内容	時期・対象
市町社協の組織基盤強化に向けた支援（★）	市町社協が地域福祉推進組織の核となる機能を果たすことができるよう、会議や研修等を通じて、市町社協が行う活動や取り組みを支援します。	
	・トップマネジメントセミナー 市町社協活動推進協議会の総会と兼ねて開催します。	８月
	・県内社協会長連絡会議 県内の市町社協会長・理事長の研修・交流の現地研修会として開催します。	１２月
	・県内社協事務局長会議 地域福祉の情勢や課題を踏まえ、市町社協の基盤強化に向けた取り組みについて検討協議を行います。また、制度改正等の課題に応じて必要な対応を行います。	４回
	・社協ワーカー実践研究会議 社協ワーカーを対象とした会議を開催し、各ブロックの業務研究活動の活性化と県域の情報交流の仕組みづくりを図るための検討の場を設けます。	４回
	・社会福祉協議会新任局長・職員研修	５月
	・地域福祉基礎研修、地域福祉実践研修、コミュニティワーク専門ゼミナール	年間

ひょうご地域福祉データ集（社協活動調査）の作成（★）	県内社協の活動・事業や各市町の地域福祉の基礎データを調査・収集し、基礎資料として分析、整理します。 ・報告書の作成 ・県社協ホームページでの発信	 ２００部 年間
市町社協活動推進協議会の運営支援	総会・幹事会等の開催を通じて、市町社協固有の課題について協議・検討するとともに、ブロック活動の活性化に向けて、政策提案や災害対応などを重点的に協議します。 ・総会（トップマネジメントセミナー） ・幹事会 ・県内社協会長連絡会議 ・各ブロック活動の活性化に向けた支援	 ８月 ３回 １２月 年間
地域福祉推進のための計画策定支援・活動支援	地域福祉を総合的に推進するため、「市町地域福祉推進計画」等の策定や評価活動に参画・支援します。 特に、「兵庫県地域福祉支援計画」（平成２６～３０年度）に位置付けられた重点事業を推進します。 ・兵庫県の地域福祉推進の重点施策に関する連携	年間

２　小地域福祉活動を基盤とした地域づくりを進めます

○民生委員・児童委員や福祉委員、ボランティア等による見守りや支え合いなどの小地域福祉活動がより充実するよう、身近な地域での協議の場づくりや先駆的な活動事例の収集・発信を行います。

○従来の地域福祉の担い手に加え、シニア層や若者など幅広い世代が関心を持って福祉活動や地域づくりに取り組むよう、まちづくり施策等との連携を進めます。また、市町社協と社会福祉法人による地域公益活動との連携を進めます。

事業名	主な事業内容	時期・対象
拡充「地域での生活支援体制づくり」の推進	平成２７年度の介護保険制度改正で、市町域での新たな生活支援の体制づくりが進められることに伴い、市町が新たに配置する「生活支援コーディネーター」の設置促進と養成のための県事業を受託して実施します。 １）生活支援コーディネーター養成事業 ・生活支援コーディネーター養成研修の開催 新・情報交換会の開催 ・地域での生活支援づくりフォーラムの開催 ・配置・養成に向けたアドバイザーの派遣 ・企画会議の開催	 ２回 ２回 １回 年間・各市町 ３回

新　地域での支え合い活動の推進	地域でのつながりや支え合いの機能を高め、誰もが地域で暮らし続けるための地域の基盤づくりが求められています。 本事業は２か年で実施し、１年目に地域での支え合いの基盤である「見守り活動」と「生活支援」に焦点をあて、事例を収集します。２年目に収集した事例をＤＶＤにまとめて県内に配布することで、地域での支え合い活動を推進します。 ・事例の収集	年間
兵庫県民生委員児童委員連合会との連携	１）研修の共同開催 兵庫県民生委員児童委員連合会と連携し、研修を共同開催します。 ・新任民生委員・児童委員研修会 ・主任児童委員部会全県研修会 ・民生委員・児童委員研修総会 ・民生委員・児童委員会長等研修会 ２）１００周年記念事業への協力 平成２９年の民生委員制度１００周年を記念し、兵庫県民生委員児童委員連合会が行う記念事業に協力します。	年間 ５月、２月 ７月 ９月 １月 年間
民生委員互助共励事業の運営	民生委員・児童委員が安心して活動に取り組めるよう、民生委員互助共励事業を行います。 特に、今年度は３年に一度の民生委員・児童委員の一斉改選の年にあたることから、研修等の支援の充実を図ります。 １）互助事業 民生委員・児童委員への弔慰、疾病等への見舞、退任慰労などの互助活動を進めます。 ２）指定民生委員児童委員協議会育成事業 モデル地域を指定し、民生委員・児童委員協議会の活動を支援します。 ３）民生委員・児童委員の地域福祉実践を支援するための研修の開催助成 ４）民生委員互助共励事業運営委員会	 年間 平成２７年度からの２カ年指定 （三木市、西脇市） 年間 ６月、３月

３　生活・福祉課題の実態を捉え、その解決に向けた政策提言を行います

○社会福祉政策委員会を中心に、地域福祉推進上の課題を全県的に集約し、地域福祉実践を後押しするための制度・施策の充実と改善に向けて、国・県・市町への政策提言を行います。

○政策提言の根拠とするため、大学や関係機関・団体と連携して、全県的な課題に関する調査・研究を行います。

事業名	主な事業内容	時期・対象
社会福祉政策委員会を通じた政策提言活動	社会福祉政策委員会の活動を通して、県・市町行政をはじめ関係者に対して政策提言を行います。 ・福祉関係者からの政策提言に関するアンケート ・県知事への政策提言 ・県議会、県市長会、町村会、市議会議長会、町議会議長会への政策提言 ・社会福祉政策委員会の開催 ・兵庫県教育委員会と福祉事業者との懇談会 ・調査研究事業への助成	 ４～６月 ８月 ８月 ６月、７月、３月 年１回 年間
拡充　県教育委員会と福祉関係者との連携・協働促進	支え合う社会づくりに向けて、次代を担う子どもたちへの教育や関わりを、福祉・教育双方の関係者がともに進めていくため、下記の取り組みを展開します。 ・兵庫県教育委員会と福祉事業者との懇談会の開催 ・高等学校初任者研修（兵庫県立教育研修所実施）への講師（福祉事業者）派遣 新・福祉・介護学習プログラムの協働開発 ・その他連携・協働事業の随時実施	 年１回 年２回 年間 年間
新年福祉のつどいの開催	兵庫県知事を囲み、県内の社会福祉関係者が懇談と親睦を深め、地域福祉の一層の推進を図ります。	１月、社会福祉関係者３５０名

Action２　地域福祉を進める組織・福祉専門職養成を支援します

一人ひとりの尊厳ある生活を総合的に支える視点で、福祉サービスの一層の質の向上を進めるため、県内社会福祉法人が地域福祉の推進役としてサービスの水準をリードできるよう、施設種別協議会や幅広い団体・機関と連携・協働し、法人の経営支援及び福祉人材確保と育成の充実・強化を図ります。

１　社会福祉法人への経営支援を強化します

○社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人が、改正社会福祉法の主旨を踏まえ、公益性・非営利性を発揮できるよう、ガバナンスや財務規律の強化、経営の透明性の向上を支援します。

○兵庫県社会福祉法人経営者協議会や施設種別協議会等と協働し、社会福祉法人が質の高いサービスを継続的に提供できるよう、社会福祉法人のマネジメントを支援します。

事業名	主な事業内容	時期・対象
社会福祉法改正に基づいたセミナー・講座の開催	兵庫県社会福祉法人経営者協議会と連携し、社会福祉法改正や社会福祉法人の経営支援をテーマにしたセミナー・講座等を開催します。 ・社会福祉法改正に関するセミナーの開催 ・社会福祉法人経営トップセミナーの開催 ・社会福祉法人経営者のための経営講座の開催 ・各種情報発信活動の充実	 年間 １２月 ７月、１０月
社会福祉法人の経営計画（中期計画）の策定支援	社会福祉法人が自律した経営基盤の強化が図れるよう、「社会福祉法人経営計画策定マニュアル」等を活用した計画策定の支援を行います。 特に、平成２８年度は、社会福祉法改正対応として、上記セミナーと連動して、社会福祉充実計画や地域公益活動を意識した計画策定を支援します。 ・社会福祉法人の経営計画策定指導者派遣事業	 ６～２月
社会福祉法人の経営相談事業の実施（★）	社会福祉法の改正を受けて、社会福祉法人の財務管理・人事労務管理など社会福祉法人経営に関する相談対応と情報発信等を行います。 ・社会福祉法人経営相談員の配置 ・社会福祉資金の貸付 社会福祉施設の整備等が必要な場合、貸付事業の紹介を行います。	年間 社会福祉法人等 年間 年間
新　社会福祉法改正に伴う財務規律の強化支援	社会福祉法の改正により、「経営組織のガバナンスの強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」への対応が求められていることから、日本公認会計士協会・兵庫会と連携したコーディネートを行います。	

	・社会福祉法人の会計監査を支援するためのコーディネート 　県内の社会福祉法人のニーズを踏まえた公認会計士との対応支援を図ります。	年間
経営改善アドバイザー事業	県内の事業所を回り、労務管理や給与体系等、人材の定着に関する相談に対応するとともに、福祉施設・事業所の好事例については、その効果的な取組の他の施設への拡大を図るため、事例集を作成し配布する等の業務を行う経営改善アドバイザーを配置し、人材確保できる職場の構築を支援します。	年間
兵庫県社会福祉法人経営者協議会との連携	社会福祉法人の本旨に基づいた活動実践が図れるよう、基本的な課題を調査・検討し、経営課題に対応できるよう、兵庫県社会福祉法人経営者協議会と連携した経営支援を行います。 特に、社会福祉法人の「地域公益活動」については、調査・研究事業の一環として重点的に推進します。 ・法人経営トップセミナー ・総会（講演会）・理事会・例会（経営講座）の開催 ・社会福祉法人ＰＲ、情報活動・政策提案活動など	年間 １２月 年間 年間
社会福祉法人経営の次世代を担う青年協議会活動への支援	兵庫県社会福祉法人経営者協議会の内部組織「青年協議会」と連携し、社会福祉法人の次世代を担う経営者の研鑽・研修活動を支援します。 ・社会福祉法人のテーマ別研修会の開催 ・制度改革に対する調査・研究活動の推進	年間
社会福祉法人の経営リスクに対する補償制度の運営	福祉サービス事業における事故・リスクに対応するため、会員法人を対象にした補償制度の運営を行います。 ・ひょうご福祉サービス総合補償制度の運営 ・集団扱い保険制度への加入促進	年間
社会福祉法人のリスクマネジメント支援	会員法人の福祉サービス・事業におけるリスクマネジメントを支援するための研修・情報提供を行います。 ・リスクマネジメント研修の実施	 ３月
社会福祉法人・種別協議会との連絡・調整、総合的な支援	社会福祉施設の種別協議会等と連携し、企業や助成団体等から申出のあった支援活動・寄贈事業等のコーディネートを行います。 ・県・市各施設種別協議会が行う事業との連携・後援 ・各種寄贈・助成・招待事業等への協力	年間

２　社会福祉法人の「地域公益活動」を支援します

○社会福祉法人の公益的取り組みを全県的に推進できるよう、市区町域での「社会福祉法人連絡協議会」の設立を支援します。また実践事例の収集や発信、関係者との協議の場等を通じ、地域の福祉ニーズに即した地域公益活動の推進を図ります。

事業名	主な事業内容	時期・対象
新　「社会福祉法人の地域公益活動」実践モデル事業	社会福祉法人の「地域公益活動」を進める仕組みとして、市区町域における「社会福祉法人連絡協議会」の設置を促進し、実践モデルを検討するため、兵庫県社会福祉法人経営者協議会と連携して各種事業を実施します。 ・「社会福祉法人連絡協議会」設置促進助成事業 ・社会福祉法人・市町社協とのコーディネート ・その他関係団体との連絡調整など	年間 年間（１０市区町） 年間
新　社会福祉法人の「地域公益活動」に関する普及・啓発事業	社会福祉法人の地域公益活動の全県的な普及・啓発を図るため、兵庫県社会福祉法人経営者協議会と連携して各種の事業を実施します。 ・「地域公益活動推進セミナー」の開催 ・社会福祉法人の地域公益活動に関するリーフレットの作成 ・ホームページ・機関紙等による情報発信	 １１月 ６月１０，０００部 年間
新　社会福祉法人の「地域公益活動」を推進するための協議の場づくり	県内の社会福祉法人の地域公益活動を推進・支援するため、全県協議・情報交換の場として「ひょうご地域福祉推進会議」を、兵庫県社会福祉法人経営者協議会と協働して設置・運営します。 ・「ひょうご地域福祉推進会議」の設置・運営 ・県内の実践事例の収集・発信	 年５回 年間
新　社会福祉法人の「地域公益活動」実務担当者研修会の開催	「社会福祉法人連絡協議会」を設置した市区町の実務担当者が地域・住民のニーズに基づいた地域公益活動を展開できるよう、研修会（意見交換会）を開催します。	年１回

３　福祉人材の確保・定着に向けた取り組みを強化します

○学生や潜在有資格者が福祉人材として働くことができるよう、学生等の意見を踏まえ、職業紹介やマッチング等の相談機能の充実・強化を図るとともに、ハローワークや教育機関、福祉事業者、種別協議会や行政との連携を強化し、人材確保に対する全県的な対策を協議する場づくりを行います。

○福祉従事者がやりがいと充実感をもって、生き生きと働くことができるよう、各種福利厚生事業や福祉の仕事のイメージアップのための取り組みを進めます。

・福祉人材の確保に関する事業

事業名	主な事業内容	時期・対象
福祉人材センターの運営	福祉人材の確保対策を総合的に推進するため、福祉人材センターにおいて、種別協議会等と協働し、多様な人材の参入・参画の推進、介護や子育て支援など福祉サービスの周知・理解を図ります。 ・総合相談窓口の開設 ・福祉人材職業紹介事業 介護や子育て支援など福祉の仕事への就労を希望する者及び就労者を募集する事業所の登録を行い、就職をあっせんします。 ・運営委員会の開催 ・広報・啓発事業の実施 リーフレットの作成・配布、福祉の仕事ガイドブックや採用予定情報誌の発行、求人情報の作成のほか、求職者に対して各種情報のメールを配信するなど、介護や子育て支援など福祉事業への就労に関する広報啓発に努めます。 ・福祉人材センターホームページの運営	 年間 年間 ７月、１２月、３月 年間 年間
就職総合フェア等の開催	社会福祉施設関係者等の参加による就職説明会等を開催し、求職者等に対し、福祉に関する事業の概要、求人内容等を説明します。 ・福祉の就職総合フェアの開催 ・福祉のシゴト就活応援セミナーの開催 ・中高年者就職説明会の開催 ・但馬・丹波・淡路地域事業所対象の就職説明会の開催	 ６月、３月 ２月 ７月～９月 ９月

福祉・介護人材マッチング機能強化事業	介護や子育て支援など福祉分野への就労希望者の掘り起こし、求職者のニーズに合わせた新規求人の開拓などを行うキャリア支援専門員を配置し、求職者と求人事業所とのマッチング機能を強化します。 ・求職者のニーズの合わせた職場開拓 社会福祉施設等に出向き、福祉人材センターのＰＲや新規求人の開拓、現場が求める人材像の把握を行います。 ・福祉人材センター出張相談の実施 ・巡回相談会の開催 ハローワークや市町社協、他団体主催の就職説明会等に出向き、福祉の仕事、資格等に関する相談を実施します。 ・若者の福祉業界へのリクルーティング 一般大学や福祉系学校等に出向くなどして、学生や教員等に対して、福祉人材センターのＰＲや就職活動のポイント、福祉職場での就業体験の拡充などを働きかけます。 ・複数事業所連携事業 人材の育成や確保を単独で実施することが難しい小規模事業所を含む５つ以上の社会福祉施設、介護サービス事業所、障害者福祉サービス事業所等がユニットを結成し、共同で実施する合同説明会、合同研修等の費用を助成します。	年間 毎月第１木曜日 年間 年間 年間
福祉のしごとイメージアップ作戦展開事業	福祉・介護の仕事に対する理解と人材の参入を促進するため、やりがいや魅力を多くの人に伝える啓発活動を展開します。 １）福祉職場体験学習事業の実施 福祉の仕事に関心のある学生・求職者等に対して、福祉職場の体験・インターンシップの機会を提供するとともに、福祉職場に今まで踏み込んだことない学生や進路指導担当者、保護者、求職者を対象に施設見学バスツアーを実施します。 ・一般求職者の体験学習事業 ・高校生・大学生対象の体験学習を別枠で実施 ・バスツアーによる福祉職場見学の実施	年間

	２）ソーシャルメディアや就職情報誌等の活用 若者や潜在的有資格者等へのＰＲを展開し、ハローワークと連携した中高年齢者の就労促進等を図ります。 ・フェイスブック等を使った情報交換 ・啓発用プロモーションビデオの作成 ・就職情報誌を使った広告企画 ・施設・事業所の広報力アップに向けたアドバイス	年間
福祉人材確保・定着力向上研修事業	福祉施設・事業所の人事・採用担当者等を対象に、福祉人材の採用や定着・戦力化のためのノウハウを習得できる研修を実施することにより、福祉人材の確保・定着に向けた取り組みを支援します。	６月 （法人・施設人事・採用担当者等） ５０名×２回
介護福祉士等修学資金貸付事業	介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す介護福祉士・社会福祉士養成施設の学生に対して、修学資金の貸付けを行うとともに、猶予・免除・返還等の債権管理を行います。 また、生活保護世帯の子ども等が養成施設に進学した場合は、通常の貸付内容に加えて、在学中の生活費の一部に充当できる費用を加算して貸付けを行います。	年間 （県内の福祉施設等に就職する意志のある介護福祉士・社会福祉士養成施設等の学生）
新　離職した介護人材の再就職準備金貸付事業	離職した介護人材のうち一定の経験を有する者に対して、介護職員として２年間従事した場合に返還免除となる再就職準備金の貸付けを行うとともに、猶予･免除・返還等の債権管理を行います。	年間
「教員免許取得希望者の介護等体験事業」の実施	小中学校教員免許取得希望の学生が、社会福祉施設等での介護等体験を行う「介護等体験特例法」に基づいて事業実施を行い、福祉人材の確保・福祉学習の推進を図ります。 ・体験希望学生と登録福祉施設とのコーディネート ・大学等で行われるオリエンテーションでの情報提供	年間 学生約３，３００名 受入約４００施設

子育て支援員研修の実施	地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の事業に従事することを希望する者、又は現に従事している者に対し、必要となる知識や技能等を習得するための研修を実施し、子育て支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図ります。 ※「子育て支援員」・・・子育て支援員研修の基本研修及び専門研修（コース別）の全科目を修了し、都道府県知事又は市町村長から「子育て支援員研修修了証書」の交付を受けた者 ・基本研修 子育て支援に関する基礎的な知識、原理、技術及び倫理などを修得する。 ・専門研修 各事業等に従事するために必要な子どもの年齢や発達、特性等に応じた分野毎の専門的な知識、原理、技術、倫理などを習得する。 地域子育て支援コース（利用者支援事業（基本型）） 地域子育て支援コース(利用者支援事業(特定型)) 地域子育て支援コース（地域子育て支援拠点事業） 地域保育コース (ファミリー・サポート・センター)	７月～９月、子育て支援の仕事に関心を持ち、専門研修の各事業の職務への従事希望者及び従事者２００名 １０月～２月 利用者支援事業(基本型)の職務への従事希望者及び従事者１００名（所定の業務で１年以上の実務経験が必要） 利用者支援事業(特定型)の職務への従事希望者及び従事者１００名 地域子育て支援拠点事業の職務への従事希望者及び従事者１００名 ファミリー・サポート・センターの職務への従事希望者及び従事者１００名

・福祉人材の定着に関する事業

事業名	主な事業内容	時期・対象
民間社会福祉事業職員の福利厚生に関する給付・貸付事業の実施	県内の社会福祉法人が加入する「民間社会福祉事業職員互助会」を運営し、社会福祉事業職員の福利厚生と人材定着に向けた給付・貸付事業を実施します。 また、県補助を受けて「リフレッシュ旅行補助」を実施します。 ・給付事業（結婚祝金、出産祝金、銀婚祝金、生活習慣病予防検診受診補助金、旅行補助金、長期勤続者慰労金、傷病見舞金、死亡弔慰金、災害見舞金）の実施 ・貸付事業の実施 利用しやすい貸付事業になるよう、事業の広報と手数料・連帯保証人等の見直しを行います。 ・リフレッシュ旅行補助の実施 県からの「提携宿泊施設利用補助」を受けて、社会福祉事業職員の福利厚生を応援します。	年間 約１１，３００名 約５，３００件 年間 ２，５００件
社会福祉事業職員への各種交流事業の実施	「民間社会福祉事業職員互助会」事業の一環で、福利厚生と人材定着に向けた各種交流事業を実施します。 また、加入促進・職員の定着率の向上に向けた新たな事業を創設します。 新・新規入会者のための互助会ＰＲチラシの作成 新・「職場デビュー応援事業」、「活き活き応援事業」の実施 福祉職場の離職予防・職場定着の促進を図るため、就職１年目と加入３年が経過した会員に対する奨励事業を実施します。 ・会員のつどい（バーベキュー旅行）の実施 ・会員交流事業（宿泊旅行、バレーボール大会、カルチャースクール等）の実施 ・ワンコインコンサート、チケット斡旋事業の実施 ・事業利用活性化事業（クラブオフ）によるサービスメニューの拡充 ・福祉手帳の配布 ・商品の割引斡旋事業の実施 ・指定割引施設との提携	年間 ６月 １０月 年２回 年間 年間 年間 １２月 年間 年間

	・ホームページや福利厚生ニュース等による情報提供 ・運営委員会の開催	年間 ６月、１２月、２月
福利厚生センター（ソウェルクラブ）事務の一部受託	県内の社会福祉法人の福利厚生事業の適切な運営を図るため、福利厚生センター（ソウェルクラブ）事務の一部受託を行います。	年間 約３，６００名
民間社会福祉事業職員退職共済事業の運営	民間社会福祉事業における人材確保と福利厚生の向上のために、「民間社会福祉事業職員退職共済事業」の安定的な運営を行います。 新・財政再計算の実施（４月～） 共済事業の安定的かつ適切な運営を図るための財政再計算を行います。そのための検討は運営委員会で行います。 ・退職一時金・遺族一時金の給付 ・情報提供ならびに制度のＰＲと加入促進 ・運営委員会の開催 ・事務説明会の開催	年間 約１４，６００名 ４月１日付 約２，２００件 年間 ７月、１１月、２月 ３月
「社会福祉施設職員等退職手当共済制度（全国共済）」事務の一部受託	本会が実施する退職共済事業の適切な運営を図るため、福祉医療機構が実施する「社会福祉施設職員等退職手当共済制度（全国共済）」の事務の一部受託を行い、福祉事業従事者の福利向上を図ります。	年間 加入者 約２８，２００名

４　「地域福祉を担う」福祉専門職を養成します

○社会福祉従事者のキャリア形成に資する人材育成が図られるよう、階層別に求められる役割・資質等を明らかにし、体系的研修を実施するとともに、各福祉職場における人材養成の支援を充実します。

○多職種・地域と協働した個別支援と地域づくり支援を担う専門職（＝地域福祉を担う福祉専門職）の養成に向け、すべての職種に共通する基本的な価値・知識・技術を習得する研修の充実を図るとともに、地域へのアプローチ方法を学ぶ研修を実施します。

○質の高いサービスを継続的・発展的に提供するための組織経営・マネジメントを担う人材を養成します。

・社会福祉従事者の育成

事業名	主な事業内容	時期・対象
兵庫県社会福祉研修所指定管理事業の実施	兵庫県社会福祉研修所の指定管理者として、福祉行政職員および、民間社会福祉事業従事者を対象に研修を実施するとともに、兵庫県社会福祉研修所の施設等の適切な管理運営を行います。 ＜福祉行政職員研修＞	
	・福祉行政機関新任職員研修	６月 県市町の福祉行政機関新任職員１００名
	・生活保護新任ケースワーカー研修	６月 県・市福祉事務所のケースワーカー６０名
	・生活保護中堅ケースワーカー研修	７月 県・市福祉事務所のケースワーカー７０名
	・生活保護医療扶助・介護扶助事務担当者研修	８月 県・市福祉事務所の医療扶助・介護扶助事務担当者４０名
	・生活保護査察指導員研修	７月 県・市福祉事務所の査察指導員５０名

	＜社会福祉事業従事者研修＞ ・保育所新任保育士研修 ・児童福祉施設新任職員研修 ・障害福祉施設新任職員研修 ・老人福祉施設新任職員研修 ・社会福祉援助基礎研修	６月、保育所の新任保育士２００名 ５月、児童福祉施設の新任職員４０名 ５月・６月 障害福祉施設の新任職員２００名 ５月・６月 老人福祉施設の新任職員３００名 ６月・１２月 福祉行政機関、社協および施設職員で社会福祉の基礎教育を受けていない職員１００名
	新・中堅職員「職業倫理と権利擁護研修」 利用者の尊厳を尊重し、人権を擁護することを基本とした職業倫理と自身の業務への応用を学びます。	１０月 社会福祉施設等の中堅職員１００名
	新・中堅職員「高齢・障害施設職員 アセスメントスキル向上研修」 利用者一人ひとりをみるアセスメントのスキルを高めるとともに、それらに基づく多職種連携の方法を学びます。	１２月、高齢・障害福祉施設等の中堅職員１００名
	新・中堅職員「児童福祉施設職員・保育士 子どもの理解と発達支援研修」 子ども一人ひとりをみるアセスメントのスキルを高めるとともに、それらに基づく多職種連携の方法を学びます。	１２月 児童福祉施設等の中堅職員１００名
	＜兵庫県社会福祉研修所の運営＞ 兵庫県社会福祉研修所の建物、設備等の適切な管理運営を行います。	年間

社会福祉専門研修事業の実施	社会福祉事業に従事する職員を対象に、福祉サービスの提供に必要な資質の向上を図るため、現任研修を実施します。 ・社会福祉協議会新任職員研修 ・相談面接技術研修（初級） ・相談面接技術研修（中級） ・チームアプローチ実践研修 新・地域福祉基礎研修 当事者主体の暮らしの支援（地域生活支援）のための基礎知識と技術を学びます。 新・地域福祉実践研修 地域生活支援と地域づくり支援を一体的に進める上で必要な視点や具体的な手法を学びます。 新・コミュニティワーク専門ゼミナール 地域福祉におけるコーディネーターとして、地域生活支援や地域づくり支援を担う上で必要な知識・技術を学びます。 ・保育リーダーゼミナール ・看護職員研修 ・栄養士・調理師研修	 ４月 社協職員６０名 ７月・１月、相談面接従事者１２０名 ９月・１月、相談面接従事者７２名 ９月、中間指導者・管理者１００名 ７月、社会福祉施設相談員等１００名 ９月、社会福祉施設相談員等５０名 ９～１２月、社協職員等２０名 ８～１１月、主任級保育士３０名 １０月 看護職員１００名 １１月、栄養士・調理師１５０名
新　福祉マネジメント研修事業の実施	社会福祉法人・施設において新任職員が組織人・職業人としての基本的態度を養う研修及び経営者・管理者が福祉マネジメントを習得する研修を実施します。 ・社会福祉協議会新任局長研修 新・チーム・マネジメントリーダー研修 現場リーダーに求められる役割及び組織の課題把握とその解決方法を学びます。 ・新任職員ＯＪＴ担当者研修（基礎編）	 ４月 新任局長１５名 ５～６月、中間指導者・管理者１６０名 ７月、ＯＪＴ担当者１００名

	・会計実務基礎講座（通信課程）	７～２月、社会福祉法人・施設の会計担当者７０名
	・会計実務担当者研修（基礎編）	７月、社会福祉法人・施設の会計担当者１２０名
	新・管理職研修 管理職の基本的な役割と、職場全体の力を高める上でのマネジメントの原理原則を学びます。	８～９月、中間指導者・管理者８０名
	・社会福祉法人　人事・労務管理研修	８・１１月、社会福祉法人・施設の人事・労務担当者２００名
	新・新任職員ステップアップ研修 メンバーシップとコミュニケーション等、社会人・組織人としての基礎知識を習得します。	９月、社会福祉法人・施設の新任職員２００名
	・新任職員ＯＪＴ担当者研修（実践編）	９月・１１月、ＯＪＴ担当者５０名
	・ストレスマネジメント研修	１０月、中間指導者・管理者１００名
	・会計実務担当者研修（実践編）	１１月・１２月、社会福祉法人・施設の会計担当者２４０名
	・社会福祉法人　財務管理研修	１２月、社会福祉法人・施設の財務担当者１００名
	・接遇・日常マナーリーダー研修	１月、マナーリーダー７０名
	・社会福祉法人　理事・評議員研修〔隔年実施〕	１月 社会福祉法人の理事・評議員１００名

職場研修支援事業の実施	福祉職場における職場研修の実施の促進および定着を図るため、引き続き「職場研修アドバイザー事業」を実施し、各職場の意向や個別事情を勘案したきめ細かな支援を行います。併せて、アドバイザーの一層の活用を図るため、新たに各法人・施設の理事長・施設長を対象に、職場における人材育成の重要性を啓発するセミナーを開催するとともに、昨年度に引き続き、各法人・施設の研修担当者等が職場研修の具体的な進め方を学ぶ場として、地域別の「職場研修プレセミナー」を実施します。 また、新任職員のＯＪＴを担う者などを対象とした研修を実施するほか、社会福祉研修所のホームページでの研修関連の情報提供や研修の企画・実施等に関する相談対応を行います。 新・未来につながる福祉人材の育成推進セミナー 福祉人材育成の意義と職場における人材育成の具体的な進め方を学びます。 ・職場研修プレセミナー ・職場研修アドバイザーによる職場研修支援 ・新任職員ＯＪＴ担当者研修（基礎編）［再掲］ ・新任職員ＯＪＴ担当者研修（実践編）［再掲］ ・社会福祉研修所のホームページによる職場研修支援情報の提供	７月、社会福祉法人の理事長・施設長１００名 ８月・９月、職場研修担当者６０名（２地域で実施） 年間 ７月、ＯＪＴ担当者１００名 ９月・１１月、ＯＪＴ担当者５０名 年間
社会福祉研修委員会の開催	研修事業の実施状況の把握と研修内容の評価を行うとともに、新しい研修企画やプログラム開発、効果の評価方法等について、専門的に調査・審議します。 ・社会福祉研修委員会 特に平成２８年度は、新たな研修体系に基づく研修事業について、実施状況の把握と研修内容の評価を行います。	学識経験者、種別協、職能団体、市町社協、本会理事、年２回

	新・カリキュラム編成会議 より現場目線で研修プログラムを検証するために、実務者を中心とした構成とし、特に平成２８年度は開設初年度となる「地域福祉コース」の各種研修を中心に現場実践者の評価を得て、改善策を検討します。	学識経験者、社会福祉施設の実務者、年５回
拡充　介護支援専門員の養成と資質の向上	改正カリキュラムによる介護支援専門員の実務研修、専門研修、再研修等を実施します。 拡充・介護支援専門員実務研修 介護支援専門員に求められる基本的な価値（態度）、知識、技術を修得するため研修を実施します。 なお、第１９回試験合格者より、新カリキュラムに基づく研修１５日間（８７時間）を実施します。 拡充・介護支援専門員専門研修課程Ⅰ 現任の介護支援専門員が、一定の実務経験をもとに、価値（態度）、専門知識、技術の修得を図り、その専門性を高め、資質の向上を図るため、新カリキュラムに基づき１０日間（５７．５時間）の研修を実施します。 拡充・介護支援専門員専門研修課程Ⅱ 事例検討や演習を通じ、価値（態度）、専門知識、技術の向上を図り、支援困難事例等への対応のスキルを高めることにより、課題解決能力の向上を図るため、新カリキュラムに基づき６日間（３３．５時間）の研修を実施します。 ・介護支援専門員更新研修・再研修 介護支援専門員として必要な価値（態度）、知識、技術の保持・向上を図り実践力を高めるため、介護支援専門員証の更新及び再交付に必要な研修を、６日間（４４時間）で実施します。	①後期研修のⅡ ４月、第１８回試験合格者９８０名 ②前期研修 １～３月、第１９回試験合格者 ５～９月、実務従事６カ月以上の介護支援専門員４００名 １０～１月、実務従事３年以上の介護支援専門員５８０名 ６～８月 実務経験を有していない介護支援専門員等６００名

	・介護支援専門員施設職員版研修 　施設における介護支援専門員の役割を理解し、施設ケアプランを作成するために必要とされる知識、技術の修得と向上を図るため、２日間（１４時間）の研修を実施します。 拡充・介護支援専門員研修内容検討委員会の開催 　各種の介護支援専門員研修について、それぞれの研修目的や目標が達成できるよう、研修内容や教授方法等について検討します。 　とりわけ、平成２９年１月より新カリキュラムに移行する実務研修の具体的な教授方法について検討していきます。 ・介護支援専門員研修講師等説明会 　各種の介護支援専門員研修で、講義や演習指導を担う者に対し、内容検討委員会で協議・検討した研修内容や教授方法等を周知する説明会を開催します。	１月、２月 介護保険施設で実務に従事する介護支援専門員２２０名 年８回、学識者・実務代表者・行政関係者による委員 年６回、講師及び演習指導者
介護支援専門員実務研修受講試験	国が定めた「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」に基づき、兵庫県の指定試験実施機関として、介護支援専門員実務研修受講試験を実施します。	全国同一日、実務研修受講試験受験希望者 （予定者数： ５，３８０名）

Action３　「総合相談・生活支援」の充実と体制強化を支援します

誰もが地域で自立した生活を送れるよう、市町社協や社会福祉法人・施設、ＮＰＯ、行政などの関係機関・団体と民生委員・児童委員、地域住民が連携した「総合相談・生活支援」の充実に向けて、当事者の主体形成や専門機関等による支援の質の向上、地域における包括的な支援体制の構築を進めます。

１　当事者の自己実現の過程に寄り添う支援を強化します

○生活・福祉課題を抱える人が、自らの人生を主体的により良く生きていくために、自己実現の力を自ら取り戻していく過程に寄り添う支援を強化します。

○誰もがかけがえのない一人の人間として尊重され、自らの役割・力を発揮しながら、地域社会の中で暮らし続けていくことを支える取り組みを強化します。

事業名	主な事業内容	時期・対象
法人後見・市民後見体制整備事業の実施	兵庫県と連携して市町域における市民後見人の養成及び社協による法人後見、後見監督に対する取り組みを支援します。 ・市民後見推進研修 ・市民後見推進会議 ・市町域における市民後見人養成研修等の支援 ・市町社協における成年後見制度に関する取り組み支援	 ６月 ７月、１０月、２月 年間 年間
ひょうご若年性認知症生活支援相談センターの運営	「ひょうご若年性認知症生活支援相談センター」を運営し、当事者からの相談、個別支援を行うとともに、関係機関との連携を進め、市町域の支援体制づくりを進めていきます。 ・ひょうご若年性認知症生活支援相談センターの運営 ・若年性認知症支援担当者研修 ・家族介護者連絡会、前頭側頭型認知症家族介護者交流会、家族介護者研修など家族会等への支援 ・若年性認知症啓発フォーラム ・若年性認知症専門相談会	 年間 ４回 １０回 １０月 ５回
若年性認知症当事者の活動支援	若年性認知症の当事者が日常生活で求める支援や施策の充実を目指して、当事者の主体的な参加による「若年性認知症とともに歩むひょうごの会」の活動を支援します。 ・「若年性認知症とともに歩むひょうごの会」等の開催	 ５回
セルフヘルプグループ等との協働促進	１）「避難サポートひょうご」の運営支援 東日本大震災により兵庫県内へ避難している	年間

	人々への生活支援のための県域ネットワーク「避難サポートひょうご」の運営に協力します。 ２）ひょうごセルフヘルプ支援センターへの協力	 年間
兵庫県福祉サービス運営適正化委員会の運営	福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスの利用者等からの苦情を適切に解決することにより、福祉サービス利用者の利益の保護に努めます。 ・兵庫県福祉サービス運営適正化委員会委員の改選 ・兵庫県福祉サービス運営適正化委員会委員選考委員の公示 ・兵庫県福祉サービス運営適正化委員会委員選考委員会の開催 ・兵庫県福祉サービス運営適正化委員会の開催	 ４月～７月 ５月、選考委員会委員候補者 ７月 ８月、２月 運営適正化委員会委員１８名
苦情解決合議体の開催	福祉サービスの利用者等から申し立てられた苦情に対して適切な助言を行い、話し合いによる解決が図れるよう苦情解決合議体を開催するとともに、円滑な苦情解決のため巡回して助言指導を行う巡回相談を実施します。 ・苦情への助言･相談 ・苦情解決合議体の開催 ・巡回相談の実施 ・事業所向けポスター・チラシの配布 ・利用者向けリーフレットの配布	 年間毎月１回 毎月１回 ４カ所　サービス提供事業所 年間 年間
苦情解決にかかる出前講座及び苦情解決セミナーの開催	福祉サービス提供事業所に対して、苦情解決の仕組みの構築と円滑な苦情解決処理のために、出前講座及びセミナーを実施します。 ・出前講座の実施 ・苦情解決セミナーの実施	 ７～１２月、４カ所 講座を希望する事業所 １１月、１カ所
運営監視合議体の開催	福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するために、運営監視合議体を開催するとともに、運営監視合議体委員による現地調査を実施し、実施機関に対して助言等を行います。 ・運営監視合議体の開催 ・現地調査の実施	 ５月～２月、４回 ７～１２月、４カ所

２　「総合相談・生活支援」の取り組みを向上します

○地域の生活・福祉課題を発見し解決につなぐため、当事者、住民、民生委員・児童委員、専門職、行政による支援の質の向上を図り、協働のネットワークによる自立生活支援をさらに進めます。

○生活困窮者支援等において、社協、社会福祉法人・施設やＮＰＯ等の社会資源が連携し地域に応じた支援が展開されるよう、関係者と協議しながらプログラムの開発を進めます。

事業名	主な事業内容	時期・対象
生活福祉資金貸付事業の実施	生活福祉資金の貸付けを通してその世帯の自立に向けた支援を行います。 ・生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）の貸付 ・臨時特例つなぎ資金の貸付 ・借受世帯に対する償還指導の強化	 年間 年間 年間
生活福祉資金貸付事業の適正な運営と関係機関との連携	生活福祉資金貸付事業の適正な運営に資するために運営委員会等を開催するとともに、関係機関との連携強化に努めます。 ・生活福祉資金運営委員会の開催 ・不動産担保型生活資金審査委員会の開催 ・ブロック別意見交換会の実施 ・業務訪問調査の実施 ・支援調整会議への参画	 年間 随時 ６月 １１月 随時
効率的な貸付事務の推進	生活福祉資金の効率的な貸付事務を行うため、必要書類の作成・改訂等を行います。 ・借入申込書・しおり・ハンドブックの作成 ・生活福祉資金活用のための広報（ホームページ等）	 随時 年間
震災特例貸付及び生活復旧資金の債権管理	阪神・淡路大震災にかかる特例貸付及び新湊川水害に伴う生活復旧資金の償還指導を継続して行うとともに、償還困難な債権について処理を進めます。 ・震災特例貸付にかかる継続した償還指導の強化 ・生活復旧資金にかかる継続した償還指導の強化 ・震災特例貸付にかかる償還困難債権の処理対応	 年間 年間 年間
拡充　市区町社協における相談支援力向上に向けた取り組み	生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金を含む社協の相談支援事業の取り組みにより、世帯の自立支援が効果的に機能するよう、社協における相談支援力の向上に取り組み、厚生労働省、全社協等への要望に反映させます。 ・生活福祉資金新任担当職員研修会 新・生活困窮者の相談支援推進セミナー（仮称）	 ５月 年２回程度

	・生活福祉資金担当者会議 新・「生活困窮者支援実践検討会」（仮称）の開催 ・厚生労働省、全社協等に対する要望活動の継続	９月 年４回程度
日常生活自立支援事業の実施及び市町社協への事業委託	判断能力に不安のある高齢者や障害者等が本人の意思を最大限尊重された生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業を実施します。本事業を当事者・住民に身近なところで実施するため、県内の市町社協に事業の一部を委託します。 基幹的社協２８市社協、町社協１２町社協	年間
日常生活自立支援事業の推進	日常生活自立支援事業の利用ニーズに適切に対応するため、専門員・担当者の会議・研修を行うとともに、支援者の資質向上のための研修を開催します。 ・新任職員研修会の開催 ・専門員・担当者会議の開催 ・専門員・担当者研修会の開催 ・生活支援員研修会（新任・現任）の開催 ・市町社協開催の会議・研修等への支援 ・日常生活自立支援事業パンフレット発行	 ４月 ８月、２月 ４回 ７月、１１月 年間 ４月
日常生活自立支援事業の実施基盤の強化	日常生活自立支援事業が適正かつ利用者の状況に応じ、柔軟に対応できるよう実施基盤の強化を図ります。 ・契約締結審査会の開催 ・日常生活自立支援事業にかかる市町社協巡回訪問	 毎月１回 年間
友愛事業の実施	ひょうごボランタリー基金の果実収入及び寄附金を基に、児童、高齢者及び障害者支援を行います。 ・児童福祉施設入所児童等激励事業 ・児童福祉施設入所児童等私立高等学校等入学支援事業 ・児童福祉施設入所児童等就職支度金支給事業 ・交通遺児激励事業 ・中学校卒業交通遺児激励事業 ・友愛事業助成	年間、児童福祉施設入所児童・交通遺児等
善意銀行の運営	寄付者からの預託を受け、社会福祉を振興する団体に、善意銀行から助成を行います。	年間

３　住民活動と専門職・組織の連携・協働に向けた仕組みづくりを進めます

○単一の制度や機関では対応できない課題や制度の狭間にある課題が増加する中で、解決に向けて多様な主体が連携・協働するネットワークづくりを支援します。とりわけ、当事者の地域での自立生活を支えるため、住民主体の支え合い活動と、専門職や組織の取り組みがつながるよう支援します。

○一人ひとりの生活・福祉課題に応じた切れ目のない支援が展開されるよう、各制度や機関を横断する課題を検討し、制度改善や新たな社会資源の開発にむけた政策提言を行います。

事業名	主な事業内容	時期・対象
権利擁護に関する相談及び関係機関との連携	兵庫高齢者・障害者権利擁護センターを運営し、判断能力に不安があり、生活課題を抱えている方への相談に対応するとともに、市町社協の権利擁護相談機能の強化をはかるため、市町社協と弁護士との権利擁護相談契約の普及を進めていきます。	
	・兵庫高齢者・障害者権利擁護センターの運営と権利擁護相談の実施	年間
	・市町社協と弁護士との権利擁護相談契約の普及	年間
	・権利擁護に関する各種機関･団体が開催する会議への参加	年間

Action４　幅広い主体や社会資源がつながる地域づくりを支援します

多様な地域課題の解決や災害時の被災者支援等に向けて、様々な価値観に基づく地域の「支え合う関係」や「つながりの再構築」を基盤に、ボランティアグループやＮＰＯなどの幅広い主体が力を結集し、連携・協働する地域づくりを推進します。

１　ボランタリー活動の担い手の拡充・活動の充実に向けた支援を進めます

○ボランティアグループ、ＮＰＯ等の活動を活性化していくため、新たな担い手や社会資源の確保、情報提供、人材育成に対する支援を強化します。

○ボランティアグループ、ＮＰＯ等が主体的に地域の課題解決に取り組めるよう、資金確保に向けた多様な支援に取り組みます。

事業名	主な事業内容	時期・対象
拡充　地域づくり活動情報システム（コラボネット）運営事業	県内でボランタリー活動を行う地域団体、ＮＰＯ等の登録を行い、助成金情報等活動に役立つ情報や団体の情報などについてインターネットを利用して発信します。 新・地域づくり活動情報システム（コラボネット）のリニューアル タイムリーな情報提供とユーザビリティの向上を図ります。	年間
地域づくり活動サポート事業	青少年本部、各地方青少年本部配置の「地域活動コーディネーター」が中心となって開催する各種推進員、地域団体のリーダー、コーディネーターによる交流・情報交換会等において、情報交換を行います。 また、県域レベルでは顕在化しにくい様々な企業による地域密着型の社会貢献活動を中心に情報収集し、経営者・ＣＳＲ担当者にインタビューを行い、ホームページで紹介します。	年間
のじぎくボランタリーネット運営事業	のじぎく兵庫国体・のじぎく兵庫大会の「のじぎくパートナー」及び「神戸マラソンボランティア」等を対象に、メールマガジンによるボランタリー活動に関する情報提供を行い、活動の継続につなげます。	月２回
ＮＰＯ設立・運営相談	ＮＰＯの設立や運営に関する相談に応じます。	年間
ＮＰＯ活動応援貸付事業	平成２５年度までの貸付分（設備投資や補助金・委託金の入金までのつなぎ資金等に対応）に係る償還管理事務を行います。	年間、ＮＰＯ法人

ボランティアグループ・ＮＰＯ等に対する資金支援	ひょうごボランタリー基金の果実収入及び寄附金を基に、ボランタリー活動団体等に対し、資金支援を行います。 ・ボランティアグループ・団体向け ・ＮＰＯ法人等向け	年間、ボランティアグループ・団体・ＮＰＯ法人等
新　ひょうご若者被災地応援プロジェクト事業	「ふるさとひょうご寄附金」を活用し、ひょうごの若者が継続して被災地を応援する事業を支援することにより、今後の被災地支援を担う人材を養成します。	年間 若者の団体・グループ

２　地域課題の解決に向けた多様な主体の連携・協働による取り組みを支援します

○地域課題の多様化に対応するため、分野に特定されることなく、様々なボランタリーな活動が一緒になって課題解決に取り組む場づくりを支援します。

○また、活動主体や組織の営利・非営利、地縁型組織・テーマ型組織を問わず、地域課題の解決に協働できるあらゆる社会資源を連携する相手として、働きかけていきます。

事業名	主な事業内容	時期・対象
ボランタリー活動「交流サロン」の運営	ボランティアグループやＮＰＯなどの様々な活動を支援する施設として「交流サロン」等を運営します。 ・交流サロン（印刷コーナー、ミーティングコーナー、資料コーナー等） ・セミナー室	年間
ひょうごボランタリー地域づくりネットワーク会議	ボランタリー活動や地域づくり活動のさらなる進展に向けて、県・市町、市町社協、ＮＰＯ、企業など、地域を構成する多様な主体が参加し、現状と課題、今後のあり方について意見・情報交換を行います。	３月
企業とＮＰＯとの協働の場づくり	地域の発展、活性化につながるよう、企業とＮＰＯ等とのそれぞれの活動を生かした協働を進めます。	年間
社協・生協等による協働事業の推進	コープこうべ、神戸市社協、県社協で締結した「市民福祉社会への協働憲章」に基づいた協働プログラムを推進します。また、趣旨に賛同するＮＰＯ等との協働を進めます。	年間
民間福祉サービス団体等との協働促進	１）兵庫県地域包括・在宅介護支援センター協議会の事務局運営 ・総会・記念講演会 ・理事会 ・職員研修会（新任・現任）	年間

	２）兵庫県ホームヘルプ事業者協議会の事務局運営 ・総会・管理者研修 ・理事会 ・サービス提供責任者研修 ３）兵庫県宅老所・グループホーム・グループハウス連絡会への協力 ４）高齢者、障害者、子ども家庭福祉に関する啓発協力 ５）高齢者自立支援ひろばへの支援	年間 年間 年間 年間
共同募金運動に対する協力	兵庫県共同募金会の実施する募金運動に積極的に協力するとともに、意見具申を行います。 ・社会福祉法第１１９条に基づく意見具申 ・共同募金運動への協力	 ６月 年間

３　市町社協ボランティア・市民活動センターや中間支援ＮＰＯ等の連携・協働を支援します

○ボランタリー活動を支援する市町社協ボランティア・市民活動センターや中間支援ＮＰＯ等の取り組みを継続して支援するとともに、それらの持つ情報やノウハウ等の資源が循環し、地域づくりに取り組むボランタリーセクターに対する支援が進むよう、市町社協や中間支援ＮＰＯ等、市町の広域的な連携・協働を支援します。

事業名	主な事業内容	時期・対象
ＮＰＯと行政の協働会議	福祉・子育て・環境・まちづくりなど様々な課題について、ＮＰＯ（中間支援団体等）と行政がともに検討・議論し、協働して解決する方策を探ります。	２回、ＮＰＯ（中間支援団体等）・行政関係者等
新　市町・市町社会福祉協議会連携等会議	県内の市町や市町社協等がボランタリーセクターと協働して、地域をより豊かにするための取り組みについて考えます。	７月
市町社協ボランティア・市民活動センターへの支援	市町域でのボランタリー活動や福祉学習を推進する市町社協ボランティア・市民活動センターに対する個別支援を行います。	年間
ボランティア・市民活動災害共済事業	ボランティア・市民活動中の万が一の事故に備えて、「ボランティア・市民活動災害共済事業」を運営します。 ・「ボランティア・市民活動災害共済事業」の運営 ・「ボランティア・市民活動災害共済事業」パンフレットの作成・配布 ・運営委員会（地域福祉推進部会）の開催	 ボランティア市民活動者及び団体 年間 １１月、３月

４　大規模災害に備えたボランティア活動の環境づくりやネットワーク構築を進めます

○南海トラフ地震や津波など、県内での大規模災害が想定される中、阪神・淡路大震災や東日本大震災、豪雨水害等の経験や教訓を踏まえ、自助・共助・公助が相まって取り組むことを基本に災害ボランティアが活動しやすい環境づくりを進めます。そのため「被災者中心、地元主体、協働」で、平時から災害時のボランティア活動を支える体制や仕組みを整備します。

○また、災害時の要援護者支援に向けて、県内市町社協やＮＰＯ、生活協同組合や社会福祉法人なども含めた全県的な支援ネットワークづくりを平時から進めます。

事業名	主な事業内容	時期・対象
拡充　災害救援ボランティア活動支援事業	災害時に災害救援ボランティアが最大限の力を発揮できるように、支援機関・団体が平時から意見、情報交換、課題の検討等を行います。 また、市町社協における災害時の対応力を高めるため、ボランティアコーディネーターの養成研修等を進めます。 さらに、東日本大震災で示された県内の若い力を災害発生時に生かせるよう「ひょうご若者災害ボランティア隊」を運営するとともに、県内外での災害等発生時に災害ボランティア活動が迅速に行えるよう支援します。 ・災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議の開催 ・災害ボランティアセンター設置・運営訓練への参加 ・災害ボランティアコーディネーター養成研修 ・市町社協災害救援マニュアル策定支援 ・ひょうご若者災害ボランティア隊の運営 新・市町、市町社会福祉協議会連携等会議（再掲） ・災害ボランティアバスの派遣	 ６月、２月 １回 １１月 年間 年間 ７月 年間
ひょうご災害ボランタリー活動サポート事業	近年の集中豪雨災害等の状況を踏まえ、災害時の備えを強化すべく、災害ボランティア活動を中心に市町域のボランタリー活動を支援するため、市町ボランティアセンターの活動に助成します。	年間、市町社協
拡充　ひょうご・東日本大震災被災地「絆」ボランティア活動支援事業	東日本大震災の被災地への継続的な支援を行うため、県内の高校・大学・ＮＰＯ・ボランティア団体等による仮設住宅等の被災者を励まし交流するボランティア活動を支援します。	

	・ボランティアバス支援事業 ひょうごボランタリープラザ主催によるボランティアバス事業の実施 学校等との協働によるボランティアバス事業の実施 東日本大震災ボランティア・インフォメーションセンター・兵庫の運営 ・ボランティアバス助成事業 ＮＰＯ・ボランティア団体等が実施するボランティアバスに対する助成を行います。 ・東日本大震災被災者招へい事業 東日本大震災被災者を招き、励まし交流行事を実施します。その一環として、東日本大震災の支援について考え、兵庫から発信するためのフォーラム（ミーティング）を行います。	８月、１２月、３月 年間 年間 年間 １月
「災害ボランティア割引制度」等実現促進事業	近年、自然災害が多発するなか、被災者の支えとなり復旧・復興活動に欠かせない災害ボランティア活動の一層の促進を図るため、交通費や宿泊費等の本人負担軽減方策実現に向けて、国等へ働きかけていきます。 ・調査・研究活動、国等との連絡調整	年間
東日本大震災復興支援事業	被災地の社会福祉協議会、福祉関係者、行政などと連携し、復興に向けた課題に応じた適宜適切な支援活動を展開します。 ・「避難サポートひょうご」の運営協力 東日本大震災により兵庫県内へ避難している人々への生活支援のための県域ネットワーク「避難サポートひょうご」の運営に協力します。	年間
「災害福祉広域支援ネットワーク」づくりへの参画	兵庫県が進める「災害福祉広域支援ネットワーク」に協力し、県域の介護・福祉関係の団体等と連携して、県内での相互支援協定の締結、県外での応援体制づくりに参画します。	年間

Ⅲ　事業展開に向けた組織基盤強化

（１）「県社協２０２０年計画」の推進と組織基盤強化に向けた検討

事業名	主な事業内容	時期・対象
新「県社協２０２０年計画」の推進と組織基盤強化に向けた検討	「県社協２０２０年計画」の周知を図るとともに、県社協アクションプランを実現するための組織基盤強化方策の検討を行います。 ・理事会・評議員会・部会における進捗状況の報告 ・役職員向け学習会の開催 ・組織基盤強化検討チームの運営 ・職員会議の実施	年間 ５月 年間 年２回

（２）福祉関係情報の発信の充実

事業名	主な事業内容	時期・対象
機関紙「ひょうごの福祉」の発行（★）	本会機関紙として、全国や県内の福祉動向、また本会活動状況に関する情報を発信することにより、本会事業と社会福祉の理解促進を図ります。	毎月１回、福祉関係者・一般県民 １８，０００部
第５５回社会福祉夏季大学の開催（★）	最新の福祉動向に関する情報を全国に向けて発信するために開催します。	夏期 一般県民４００名
ホームページの運営（★）	本会の組織・事業、各種社会福祉に関する情報等をホームページにより発信することにより、本会事業と社会福祉についての理解促進を図ります。	年間
福祉関係図書の出版・販売	県内の福祉事業者一覧が掲載された福祉手帳を発行します。また、本会が発行した有料図書を販売します。 ・福祉手帳の発行 ・本会発行図書の販売	１１月 年間
第６５回社会福祉大会の開催（★）	県内社会福祉関係者が一堂に集まり、福祉の発展に功績のある方への表彰、記念講演を行います。	１０月１５日、小野市、県内社会福祉関係者１，０００名

（３）役員会・部会の開催

事業名	主な事業内容	時期・対象
理事会・評議員会・監事会・部会の開催	本会の運営について協議、議決を行うために理事会・評議員会・正副会長会議等を開催します。 ・理事会 ・評議員会 ・正副会長会議 ・監事監査 ・地域福祉推進部会 ・福祉事業推進部会 ・権利擁護部会	 ５月、１０月、１２月、３月 ５月、１０月、１２月、３月 月１回 ５月 ６月、１１月、２月 ６月、１１月、２月 ６月、１１月、２月

（４）国際交流事業

事業名	主な事業内容	時期・対象
岡本基金の運営	岡本基金の運用果実を用い、地域福祉人材の育成と資質向上のため、国際交流事業および海外研修等に関する助成事業を実施します。 ・海外研修等への助成事業	 随時

（５）県福祉センター等運営事業

事業名	主な事業内容	時期・対象
兵庫県福祉センター等の運営	指定管理者として、兵庫県福祉センターの適切な管理運営及び緑の広場や附属設備（専用駐車場と附属駐車場）の適切な運営に努めます。 ・有料会議室の貸出の促進 ・入居団体連絡会議 ・消防訓練の実施	 年間 ６月、２月 １０月